

子育て世帯への臨時特別給付金事業（国制度対象外世帯への支給）

補正額 46,000千円

- 概要 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯の支援として、子育て世帯への臨時特別給付金事業（R3.12.17追加提案）を実施しているが、国制度の対象外である世帯等に対しても拡充のうえ、現金10万円給付を行うもの。

区分	支給内容等
国の給付金を受けていない18歳以下の児童を扶養する者	
児童手当（特例給付）受給者	対象児童1人当たり
高校生等 （弟や妹が児童手当（特例給付）支給対象児童）	現金 10 万円 （ 1 月 2 8 日 ）
高校生等 （上記以外で児童手当の所得制限基準を超える者）	対象児童1人当たり
離婚等により給付金を受け取ることができない者 （国制度の基準日以降に離婚し子供を養育している者）	現金 10 万円 （ 2 月下旬以降～ ）

- 支給対象 次のいずれかに該当する世帯で、国の給付金及び転入前自治体の独自給付を受けておらず、令和3年10月1日以降に岩見沢市外に転出していない世帯
  - ① 所得制限により国の給付金を受け取れない18歳以下の児童を養育する世帯
  - ② 転入者で10月分以降の児童手当（特例給付）の支給対象児童を養育する世帯
  - ③ 国の給付金の基準（R3.9.30）以降に離婚している場合で、18歳以下の子供を養育しているが給付金を受け取ることができない世帯
  - ④ 令和4年4月1日生まれの新生児がいる世帯  
※特例給付…児童手当受給者のうち所得基準以上の世帯で特例で支給されている者

- 支給額 児童1人当たり 100,000円（見込世帯：280世帯 見込人数：455人）

- 財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国10/10）

- 積算内訳 (単位：千円)

項目	予算額	今回補正額	計
給付金	1,020,000	45,500	1,065,500
事務費	6,500	500	7,000
計	1,026,500	46,000	1,072,500

- 支給時期（予定）
  - 申請不要の方
    - … 令和4年1月28日
  - 申請支給の方
    - … 令和4年2月下旬以降支給（順次支給）

- 繰越明許費の設定 502千円

- 周知方法 1月中に市で把握できる世帯は個別通知及びHPやSNSで周知  
広報2月号に掲載予定